

平成 20 年第 5 回にかほ市議会定例会会議録（第 3 号）

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	佐 藤 文 一	局 長 補 佐	佐 藤 谷 博 之
議 事 調 査 係 長	佐 藤 正 之	主 査	佐々木 美 佳

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	横 山 昭
教 育 長	三 浦 博	企 業 管 理 者	佐々木 勝 利
総 務 部 長	佐 藤 好 文	市 民 部 長	齋 藤 隆 一
健 康 福 祉 部 長	笹 森 和 雄	産 業 部 長	伊 藤 賢 二
建 設 部 長	佐々木 秀 明	教 育 次 長	小 柳 伸 光
ガ ス 水 道 局 長	須 田 登 美 雄	消 防 長	中 津 博 行
企 画 情 報 課 長	竹 内 規 悦	財 政 課 長	佐 藤 家 一
税 務 課 長	齋 藤 利 秀	防 災 課 長	佐々木 義 明
市 民 課 長	木 内 利 雄	健 康 推 進 課 長	三 浦 美 江 子
すくすく子育て支援課長	須 藤 金 悦	商 工 課 長	森 孝 良
建 設 課 長	齋 藤 正 司	都 市 整 備 課 長	佐 藤 正
教 育 委 員 会 総 務 課 長	阿 部 均		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第3号

平成20年6月13日(金曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時01分 開議

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。順次発言を許します。

初めに、4番池田好隆議員の一般質問を許します。4番池田好隆議員。

【4番(池田好隆君)登壇】

4番(池田好隆君) おはようございます。通告しております2点について質問をいたします。

第1点は、地域交流センター、つまり総合文化センターでありますけれども、これの整備についてでございます。

3月定例会の市政報告では、市長は、事業の採択状況によっては補正予算をお願いすると、こういう答弁をいたしております。その後、4月14日の議会の全員協議会では、まちづくり交付金事業について、御承知のとおり財源確保が不透明な状況にあるわけですが、そういった観点から、6月定例会で見直しをしたい、こういうふうな報告がなされました。私は、今回の市政報告で、見直しについての考え方を述べられるのかなと思いましたが、市政報告では見直しの考え方は述べられず、予算説明の段階で1年間様子を見る云々と、こういった説明があったようでございます。

そこでお伺いいたしますが、金浦のまちづくり交付金事業、これは20年度を初年度とする5カ年の継続事業でございます。議会には年度別の事業工程資料、こういったものも示されているわけですが、これを5カ年の中でどう見直しをするのか、この点についてお伺いいたします。

それから、二つ目でございますが、これ、市長の考え方も述べられたことがあるかと思っておりますけれども、再度お尋ねをいたします。市民アンケートの状況でございます。回収率が33.8%。びっくりするくらい低い回収率でございます。その内容についてですが、事業の効果がまずは期待できるというものが52.6%に対して、期待できないというのが47.4%となっております。この地域交流セ

ンターについては、合併のシンボルであると、にかほ市のシンボルであるし、全市民の交流の拠点であると、こういう建築物なわけでございますが、この文化施設の拠点として期待できるという市民の回答は42.1%でございます。こういった状況を見ても、非常に市民の関心が薄いのではないかと、こういうふうに思われます。諸会合でこの地域交流センターについての話題が出るわけでございますけれども、何としまして拠点として必要だと、そういうふうな市民の熱意がなかなか伝わってこないような感じに私は受けとめております。この点について再度市長の考え方を伺いたします。

三つ目でございます。由利本荘市では、組合病院跡地の整備構想と申しますか、整備計画がございます。その中で、つまり文化複合施設、こういった整備の計画があるようでございます。内容を見ますと、85億円の事業費で、文化複合施設については23年の4月に開館予定と、こういうふうに伺っております。この施設との競合について市長はどうお考えでしょうか。以上3点について伺いたします。

次でございます。住宅改善の支援事業の創設についてであります。

御承知のとおり、公共事業、あるいは住宅着工が大きく減少してきております。秋田県資料によりますと、19年のものですが、公共事業では前年に比べて21.3%の落ち込み、住宅着工につきましても17.1%の落ち込み、これは金融機関が発行しているデータですが、そういう状況でございます。そういった点から、業界では大変厳しいという話がたくさん聞こえます。建設業界、あるいは技能組合、そういったところの貢献と申しますか、これは雇用面の貢献、これが非常に大きいわけでございます。

そこで、本市には技能組合員 — 技能組合というふうな組織がございますが、これ、象潟、仁賀保で構成されているようですが、金浦も含めると約200名くらい技能組合員がいるのではないかと、こういうふうに予想されます。この中には、木工の関係、あるいは塗装の関係、板金の関係、左官の関係、多種の業種が入っておるわけでございます。

この住宅改善の支援事業につきまして、他市の例を参考にしてみました。対象工事、これは新増築から耐震改修、あるいはバリアフリーの改修、省エネ工事、こういったものを対象にしていると。また、貸付の額については20万円から300万円ぐらいを想定しておると。対象は工事費の80%以内、こういうふうなことなようでございます。利率については無利子であると。この無利子というのは、金融機関と行政の負担ではないかと、こういうふうに考えられます。返済期間は7年以内、こういった状況でございました。

さらに、本市では、市政報告でもお話ありましたけれども、本年度、住宅耐震の診断アンケート調査を実施すると。その状況によっては、住宅の耐震補強、こういったものに対する行政の支援策を検討したい、こういうふうに述べられております。

以上の点から、住宅環境の改善促進、あるいは地域経済の活性化のために金融機関とタイアップして、住宅改善支援事業、こういったものを創設する考えはないかどうか。内容はいろいろ変わると思いますが。これには取り組めばそれなりの財源も必要になりますので、いろいろ検討しなければならない事項はあると思っておりますけれども、こういった住宅改善の支援事業を創設する考えはないかどうか、この点をお伺いたします。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 会議の途中、暑くなるようでしたら上着を脱いで結構です。開会のときにはできる限り上着を着用したまま着席してください。

それでは、答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） おはようございます。きょうもひとつよろしく願いいたします。

それでは、池田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、地域交流センターについてでございます。去る4月14日の議会全員協議会において、今年度のまちづくり交付金事業について説明申し上げましたが、21年度から道路特定財源が一般財源化することが閣議決定されております。一般財源化された場合、その財源は、福祉や医療など国が負担すべき財源として幅広く活用されることも予想されているところでございまして、道路特定財源にかわる新たな財源がどのようにして地方に配分されるのか、現時点では全くわからないという状況でございます。

このようなことから、国の動向を見きわめる必要があるため、地域交流センターについては1年間様子を見ることにしたものでございます。したがって、3月定例会において予算の可決をいただきましたまちづくり交付金事業費については、議案説明でも申し上げましたが、今定例会において、地域交流センター関係の委託料を減額し、旧金浦小学校の解体や道路整備工事、高潮被害や降雨時に浸水する箇所の解消を図るための排水改良工事などを実施するために工事請負費の増額補正をお願いしているところでございます。また、他の事業については計画どおり行うことから、測量設計などの調査は今年度実施してまいりたいと思っております。

次に、地域交流センターについての市民の関心が薄く、熱意が伝わってこないとの御質問でございますが、確かにアンケートの回収率については高い数字とは言えませんが、国ではまちづくり交付金事業のアンケートの実施については、400サンプルの回収、または総世帯数の5%を目標にして100サンプルの回収を最低目標としております。今回1,500通のうち約500通の御回答をいただきましたが、これは数の上でも、総世帯数の割合の上でも、国の基準に適合をしているところでございます。また、アンケートの精度につきましては、通常、無作為抽出のアンケート調査の必要標本数を決める算式がございしますが、これによりますと、にかほ市の人口、これは平成20年の1月30日現在でございますが、2万9,003人に対する今回の調査の場合は、回収数が379以上あればアンケート結果は信頼できるものとなっております。したがって、このアンケート結果は民意であると受けとめておりますし、地域交流センターの整備については、今回のアンケートをいただいた御意見を踏まえながら、施設整備の内容をさらに検討し、市民の皆さんから期待されるような整備計画を今年度中にまとめたいと考えております。

ちなみに、この交付金事業を実施している県内の市では、例えば、大仙市の協和地区のアンケートの回収率は34.5%、回収数が345。隣の由利本荘市、これは18年度事業の採択を受けておりますが、回収率が39.7%、回収数が397。横手市の回収率は42.3%、回収数は423。いずれも100通を郵送でのアンケート結果でございます。

次に、由利本荘市の文化施設との競合についての御質問でございます。御承知のように由利本荘

市は、18年度から本荘駅前地区のまちづくり交付金事業に着手しておりまして、コミュニティセンターとしての文化会館、子供からお年寄りまでが一緒に集い楽しめるわいわいストリート、メディアライブラリーとしての図書館などを併設する計画のようでございます。建設地は、御承知のように旧由利組合総合病院跡地に建設される計画であります。規模は、延べ床面積が1万1,000平方メートル、地上3階建てで、文化会館は1,100席、施設建設費は私の知っている限りでは六十数億円で、完成は22年を予定していると伺っております。

御質問にあります、にかほ市に建設する地域交流センターが由利本荘市のコミュニティセンターと競合するという考えは私は持っておりません。にかほ市民が自主的に生涯学習に取り組み、ゆとりある時間を楽しむことができる拠点として、あるいは市民がすぐれた芸術や文化に触れることができる場として、また、合併の象徴としての独自性を持った地域交流センターの整備は、私は必要だと考えております。

市民アンケートの結果によれば、地域交流センターの整備の効果については、「雨の日でも子供たちが遊べる場所の確保によって子育て支援効果が期待できる」が51.9%、「多目的ホールで行われるイベントにより広域から集客する効果が期待できる」が51.3%、いずれも過半数以上となっております。先ほども申し上げましたが、今後はアンケート結果を十分考慮して、子供たちが遊べる機能を持った施設のコンセプト、施設の規模、事業費などについてさらに検討してまいりたいと思っております。

次に、住宅改善支援事業でございます。公共事業の削減や民間住宅建設の減少によりまして、仕事が少なく、技能組合員の皆さんも大変御苦労されていることは伺っております。市内には小規模修繕の登録者が今年の5月末現在で21名が登録されております。また、小規模登録者への発注状況でございますが、家具やガラス、内装、電気などの修繕で18年度が76件で額にして216万円、19年度は81件で268万円となっております。引き続き小規模な修繕等については、地元の技能組合員などをお願いしてまいりたいと思っております。

また、住宅支援の取り組みでございますが、現在、にかほ市には、老人福祉の増進や障害者福祉の増進を図るために、高齢者住宅整備資金貸付事業や障害者住宅整備資金貸付事業、介護保険制度の住宅改修費給付制度がございます。高齢者・障害者住宅整備資金貸付事業は、貸付金額の限度額が1戸当たり150万円で、利率は財政融資資金または銀行等引受資金の貸付利率となっております。据置期間は2年以内で、償還期間は据置期間経過後8年以内となっております。利用の状況でございますが、合併後はどちらも利用されておきませんが、高齢者住宅整備資金貸付事業については、合併以前の旧町ごとにあった制度を利用し、現在償還をしている方は4名、金浦が2名、仁賀保が1名、象潟が1名となっております。また、障害者住宅整備資金事業についても、現在償還している方は2名で、金浦1名、象潟1名であります。

また、このほかに介護保険制度の住宅改修費給付制度もございます。この制度は、介護保険の要介護認定を受けている高齢者の住宅改修に対して工事費の9割を給付する制度で、足腰が弱くなり、屋内移動に介護や見守りを要する方が、安全に日常生活を行い、あわせて要介護者の自立を図ることを目的にしております。ただし、対象とされる工事は、手すりの取り付けや段差の解消、滑りど

めのための床の材料変更、ドアから引き戸への取りかえ、和式から洋式便器への取りかえ及びそれらに附帯する工事に限られておりますが、事業費は20万円が限度で、20万円となりますと給付の上限が18万円となりますが、事業費は20万円となっております。19年度の実績としては36件、事業費にして414万円で370万円の給付を行っておりますが、ほとんどが市内の業者にお願いしております。

また、秋田県では、秋田県住宅建設資金制度を行っております。この制度は、県内にみずから居住するために良質な住宅を建設、購入しようとする方、または自宅の増改築、バリアフリーへの改修など、住みやすくする工事を行おうとする方に、住宅建設取得資金や住宅の改良資金を低利で融資する制度がございます。また、高齢者等の同居、子育ての支援割合などを組み合わせますと、最高2,000万円が借りられるほか、秋田杉利用優良木造型であれば利率も1.95%と大変有利な制度もございます。

御質問の住宅改善支援事業について、他の事例、私もちょっと調べてみました。調べたのはたまたま酒田市でございましたが、この事業は、住宅環境の改善を促進し、中心市街地への居住誘導を図りながら、地域経済への活性化のために設けられた制度でございます。そして、この制度は、金融機関と市がタイアップして進めております。また、住宅改善のために貸し付けするかどうかを金融機関と市で審査をして決定し、貸付は金融機関が行い、市は、その金融機関に対して元金の利子補給をするものでございます。しかしながら、実質的には貸付側の金融機関が決定することから、審査は大変厳しいと伺っております。19年度の実績といたしましては、85件、1億4,500万円を貸し付けしたそうでございます。

今後、市の取り組みとしては、現在秋田県で行っております住宅建設資金制度や市の高齢者・障害者住宅整備貸付事業、介護保険制度の住宅改修費給付制度などの活用を推進してまいりたいと考えておりますが、金融機関とのタイアップした住宅改善支援事業の創設については、住宅の耐震化に向けた取り組みもございますので、今後の検討課題にしていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 再度質問させていただきます。

最初に、地域交流センター整備についてでございます。財源の関係で地域交流センターの整備について、1年間先送りをする、様子を見るというふうなお話でございました。そこで確認したいのですが、前に議会に配付になった資料によりますと、全体計画では46億程度。そのうち、文化会館というふうな言葉を使っていますが、地域交流センターが32億程度と。全体枠で46億程度というふうな全体計画が示されておりますが、この計画に、部分的な変更はあると思いますけれども、大筋で全体事業費は変更がないのかどうかということを最初にお伺いいたします。

それから、国交省との協議でございますが、財源もこういう状況でございますが、国交省との協議、これは現在どういう段階に至っているのか、これを第2点目にお伺いいたします。

それから、第3点目でございますが、地域交流センターについては1年間様子を見るというふうなことでございますが、先ほどの市長の答弁では、内容を検討して今年度中には地域交流センターの中身といいますか、これを固めたい、こういうふうな答弁がございました。私は、この市民アン

ケートの回収率、これについてもいろいろ説明があったわけですが、その点は理解しますけれども、いろんな諸会合でもなかなかその文化会館について、合併のシンボルというふうなことで建設するわけですから、もう少し市民の間からも、ぜひ必要だと、管理費もたくさんかかるけれども何とかつくってほしいというふうな声が伝わってきてほしいわけですが、今年度中に内容の検討をして決めるということですので、もう少し市民の間に議論を深めるといいますか、そういうふうな工夫ができないものかどうかと。財源の関係でたまたま1年間延びたというふうな時間的に余裕ができたわけですので、もう少し議論を深めていただきたいなというふうな感じがしますので、その点について再度お伺いしたいと思います。

以上、とりあえず3点についてお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 交流センターを含めた全体の事業費でございますけれども、これからいろいろな項目 — 15の項目で構成されておりますので、これから測量設計やります。ですから、これから測量設計をやって初めてその額が確定してくるということになりますので、全体の事業費については当然変わってくるということが予想されます。

それから、国交省との協議でございますが、この制度の窓口は県の都市計画課になっております。道路の一般財源化についても、どのようにしてこれまでの道路特定財源が配分されてくるのか、そういうことは一切県のほうでも今の段階ではわからないというふうなお話でございました。この道路特定財源については、今うちのほうで計画している地方道路臨時交付金、これなんかこの制度が存続するのかどうか今この段階ではわからないというふうな状況でございます。

そういう中で、4月の下旬でございましたけれども、県の都市計画課に出向いて相談をしたわけでございますが、交付申請額や事業計画期間、あるいは繰り越しなどのさまざまな角度から相談をしたわけでございますが、事業内容の追加や削除による計画の変更は可能であるというふうな回答をいただいているところでございます。そういう形の中で協議をして、今、ことしの分の交付決定待ちをしているところでございます。ですから、状況によってはいろいろな内容も変わっていくこともあるかもしれません。ですので、その際は、議会、あるいは市民の皆さんとも相談もしていかなければならないのかなと思います。

それから、交流センターの建設についての市民とのコンセンサスということですが、できるだけ私としても市民の皆さんから理解が深まるような形のは努めてまいりたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この地域交流センターについてもう一点だけお伺いいたします。仁賀保にこれと類似の施設がありますが、この内容の検討の段階では、こういったものと新しい施設との使い分けといいますか、そういったことも十分に検討する必要があるのではないかとこのように思われますけれども、その点についてはどうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたが、地域交流センターについては、ただ文化的な機能を充実するだけではなく、やはり子育ての関係とか、いろいろな機能を併設したいという形の

ものの整備計画を立てたいということで今、進めております。したがって、仁賀保勤労青少年ホームとの使い方は、これは当然考えていかなければならないと思います。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） それでは、第2点目に移りたいと思います。住宅改善の支援事業の関係でございますが、住宅着工の件数が非常に減っておるわけでございます。にかほ市の行政で受付したものの、民間受付もあるようでございますけれども、行政で対応したものといたしますが、18年度で250件、つまり建築確認ですね。それから19年度が174件、こういうふうに落ち込んでおります。この174件の中で、特に新築住宅等については、にかほ市以外の手業者といたしますか、そういった業者の施工もかなり目につくわけですが、市内と市外、この辺の内訳みたいなものがわかりましたらお知らせいただきたいと思います。

それから、第2点目ですが、建設業、これは大きく公共事業等が落ち込んで大変なわけでございますが、建設業の経営戦略といたしますか、そういうことでいろんな記事が出ております。その中で、つまり多角経営といたしますか、そういった記事が載っております。これはあくまでも本業の経営基盤の強化を図るための多角経営ということでございますが、秋田県の調査によりますと、秋田県に関しては本業を重視するという方が多いと。つまり本業を重視するというのが66.1%と載っております。それから、他の分野への進出、これが9.2%、非常に少ないというふうなことが出ております。多角経営のうち一番大きいのが、環境リサイクル関係が27.8%、それから住宅のリフォームが26.4%と。それから農林水産、こういったものが11.1%と、こういった状況でございますが、建設業協会の構成員の方々も非常に難儀されております。人員の整理をやっているところもありますし、廃業に近い状態等もあるようでございますが、こういったこの建設業者の多角経営といたしますか、この点について、にかほ市あたりの状況はどうかと。これは部長の認識で結構でございますけれども、地域の現状、こういった多角経営の地域の現状、こういったものをどう認識するか、この辺について、これは部長のほうからひとつ御答弁をいただきたいと思います。

以上2点お伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それではお答えいたします。

最初に、確認にかかわる施工の、工事の施行者の市内外の件数ということなんですけれども、内容的にはうちのほうの、要するに市を經由している件数の内容ということになりますけれども、市内の施工者が約2分の1、115件のうち67件。あと市外の業者が約40件。あとその他、ちょっと未定というような業者というんですか、施工の内訳になっております。あと民間以外は当然うちのほうではちょっと内容的には - 民間というか、民間で直接確認のほう、申請しているところはうちのほうで經由していないものですから中身はわかりませんので、こちらは控えさせていただきたいと思います。

あと2番目の多角経営ということなんですけれども、そうですね、本当に仕事がないというようなことで、非常に厳しいということは聞いております。私、まだ、4月からこちらのほうの職についたばかりで、ちょっと中身的にも業者さんのお話というのものなかなか聞く時間もなくて、これから

いろいろとそういう部分については、厳しい中でも今後考えられるようなこと、皆さんから、努力というか、目標とするようなものがあるのかどうかもちょっとお聞きしたいなというふうには感じておりますけれども、私の口から、それがどういう方向がいいのかということとはちょっとわかりませぬけれども、回答にならないことにはなりますが、いろいろとこれから業者の皆さんのお話を聞いてみたいというふうに感じております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） もう一点お伺いいたします。御承知のとおり建築基準法が改正されました。非常に内容の厳格化といえますか、それに伴って審査も非常に長くかかるという話が相当この段階では聞かれたわけですけれども、現在こういった混乱といえますか、つまり建築確認の申請をしてから許可がおりるまでの期間、期間の短縮といえますか、そういった混乱みたいなものは収束したのかどうか、この点お伺いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） 建築確認の申請等の内容、今、池田議員が話されたとおり、昨年、何か非常に大幅に変わったということは聞いております。それで、その内容というのは、あまり一般的な住宅、木造住宅以外の部分というんですか、高度な例えば構造計算を要するような一定規模以上の建築物、あるいは階数が3階以上になるような共同住宅とか、そういうものについては審査等も非常に厳しいというようなことで、何か通常法で定められている一定の審査期間、何か21日みたいなことを聞いていますけれども、それが最大であれば70日まで延長されるというような話は聞いています。ただ、恐らく今聞いているのは当然一般的な木造の住宅での建築確認というふうなことだと思っておりますけれども、それについてはさほど、標準が21日ぐらいの標準になっているみたいなんですけれども、あまり — 急いでいる人にとってはちょっと遅いなという電話はきてはいるみたいですが、そういう苦情的なというふうなことも聞いたことも、今それが収束したのかということまでは私ちょっと今まだ調べていませんので、回答をちょっと控えさせていただきたいと思います。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで4番池田好隆議員の一般質問を終わります。

所用のため55分まで休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時56分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番村上次郎議員の一般質問を許します。12番村上次郎議員。

【12番（村上次郎君）登壇】

12番（村上次郎君） 大きく2点にわたって質問します。

きょうはちょうど6月13日ということで、後期高齢者医療費の年金からの天引きの2回目の日ということになっております。きょうを前にして慌てて福田内閣と自民党・公明党がこの制度の見直し案を決めております。低所得者の負担軽減策の追加とか、一部の人の年金手引きを口座振替に変更できると、こういう当面の対策を述べております。このように短い間に政府・与党が見直しを繰り返さなければいけないと、こういうこと自体、この制度の矛盾の深さを示しているのではないが、こういうふうに思います。

「文藝春秋」の6月号には、「『後期高齢者』は死ねというのか」、このような見出しで後期高齢者制度に対する批判の文章が載っています。書いた人は、自民党元総務会長、堀内光雄氏です。この小見出しには、「78歳の私も保険証を返却した。直ちに凍結せよ」とあり、問題点について8ページにわたって書いています。この堀内氏は現在も企業経営をしており、現職で仕事をしていると、こういう立場ですが、本人に、「後期高齢者ですよ」というカードが送られてきたということで憤慨しているいろいろ書いています。

堀内氏の書いた文章の中の見出しには、中見出しいろいろありますけれども、この見出しだけちょっと拾ってみますと、「これは保険ではない」、これもあります。それから、「老後を不安にさせる制度」。それから「小泉改革の負の遺産」「冷酷な役人の発想」「国民感情に配慮せよ」、このようにあります。そして、その文章の一部には次のように書いています。「高齢者をわざわざ隔離するような制度にせず、今ある老人保健制度を時代に合った形に改善することで十分対応できるはずだ」として、「本来ならば、国が苦しい生活を強いられているお年寄りたちに対して『最後の一线はしっかり守ります』と保証するべきだと思う」、このように述べています。

また、中曽根元首相も、5月25日の民放テレビ番組で、「名前が実に冷たい。愛情の抜けたやり方に老人が全部反発している」「至急、元に戻して考え直す姿勢をはっきり示す必要がある」というふうに求めています。

まだありますので幾つか紹介します。「週刊文春」6月5日号には、後期高齢者医療制度に対して著名人が批判しています。作家の小林信彦氏は、75歳なんですけれども、「人生の有効期限と言われている気がしました」と述べ、同じく作家の瀬戸内寂聴氏は、「後期高齢者という線引きはおかしい」と言っています。野中広務元官房長官は、「収入の少ないお年寄りからさらに搾り取るなど、人間の尊厳を踏みにじっていますよ。年をとって傘寿、白寿とお祝い事が重なっていくのに、早く死ねよと言わんばかりです」と語っています。10年間にわたって政府税制調査会長を務めた加藤寛氏は、「強行採決して無理やり成立させた」と批判し、「すぐに現行制度をやめて、豊かな人がお金を払い、貧しい人は年金から取らないような形にしないといけない」と主張しています。元内閣安全保障室長の佐々淳行氏は、「『お前らはもう要らないんだ』とは本当に無礼」「親を見殺しにするのですから、うば捨て山より残酷ですよ。慈悲のかけらもありません」と怒っています。ノンフィクション作家の上坂冬子氏も、「別枠にするのは残酷です」「これだけ批判が出ているのだから、とりあえずすべてを白紙に戻したらどうでしょう」と述べています。

この制度はこれまでたびたび反対討論などでも述べてきましたが、75歳という年齢での切り離し、保険料の年金からの天引き、保険料の今後の負担増、医療の差別・制限、負担のなかった扶養

者からの保険料徴収、滞納者へ資格証明書の交付、若い人の負担明示、そして今後の増、障害者等の制度加入などなど問題点ばかりで、市民からも「年寄り早く死ねということか」など多くの批判の声が寄せられています。福田首相は、多くの批判に慌てて、制度がスタートする4月1日に名前を「長寿」にしてみたり、部分凍結などしてきていますが、根幹は変えないと、このような態度です。

御承知のように野党4党は、5月23日に制度の廃止法案を参院に提出し、参議院では可決して衆議院に回されております。制度が動いてから2ヵ月以上たちましたけれども、次の点について質問します。

一つ目は、市内の後期高齢者制度の該当者数と本年度該当する人は何人でしょうか。

二つ目、後期高齢者で、扶養者であった人数、これは幾らか。

三つ目に、夫婦で、夫のみ後期に移って妻が国保になる場合の人数、この逆の場合の人数はどれだけか。また、新たに国保へ加入するには「申請による」とされていましたが、申請件数はどれだけあったのでしょうか。また、申請をしたほうがいいよと促した件数があったのでしょうか。その異動等が正確に行われているかどうかお尋ねします。

それから、年金から天引きされる人数、それから納付書で納入する人数は何人かお尋ねします。

五つ目に、後期高齢者保険証が届かなかったというケースが当初大分報道されましたけれども、もしあったら何件があって、その理由や事後の対応がどのようになっているかお尋ねします。

六つ目は、この制度が発足してからの苦情、あるいは問い合わせの状況などについておわかりでしたらお尋ねします。

最後ですが、市長はこの制度の問題点をどのように認識しているのでしょうか。この制度は、先ほども紹介したように廃止すべきだと思いますが、市長会等を通じて意見を述べるべきだと思うわけですが、どうでしょうか。

次に、二つ目の質問に入ります。学校等の耐震化を急ぎ、住宅耐震改修等に補助制度を。

同僚議員も幾つか取り上げておりますけれども、御承知のように中国四川省での大地震は多くの犠牲者、被害を出しています。特に地震発生が学校の授業等の時間帯ということで、未来ある多くの子供たちの犠牲が痛ましく感じられます。

そこで、にかほ市の地震対策を中心に質問します。

にかほ市地域防災計画では、地震災害について、「本市には、鳥海泥流地帯を南北に走る推定活断層があり、大竹西方断層、天神沼断層、平沢東方断層が分布している」としています。また、「秋田市から由利本荘市に至る沿岸海域に位置する約30キロメートルに及ぶ由利断層が存在し、近い将来活動する可能性が大きいと考えられている」として地震の危険性を指摘しています。しかし、防災については、防災教育、防災知識の普及、これも大変重要ですけれども、これが中心で、「防災上重要な施設については、定期的に査察を実施して、施設の維持管理及び地震発生時における対処要領等について指導する」というところにとどまっています。

防災計画には避難所一覧もあるわけですが、一つ目の学校、公共施設の耐震調査、耐震化は現在どのようになっていますか。今後の計画はどうなっているか伺います。

学校については、昨日の同僚議員の質問に対する答弁として、象潟・仁賀保中を除いて優先度調査をしているし、補正予算で診断をするとしており、その結果によって国庫補助を受けながら対策を立てていくということでした。しかし、各学校の現在の状況について、これまでの調査結果についての答弁を求めます。

また、本年度予算には、住宅耐震診断アンケート配布・回収委託料 164 万 4,000 円が置かれています。この予算は、防災対策として重要な予算だと思えます。この調査等を生かして、市として住宅耐震改修等に改修補助事業をつくり、安全・安心なまちづくりを目指すべきだと思いますが、どうでしょうか。この補助事業は、秋田市など他の自治体でも置くようになってきていますので、以上の 2 点について答弁をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 初めに、後期高齢者医療制度、長寿医療制度についてお答えをしたいと思います。この制度が始まって 2 ヶ月余りが経過いたしました。国民の皆さんからは制度の名称を含めてさまざまな問題が提起されていることは御指摘のとおりでございます。このことは、政令や省令の制定のおくれ、あるいはたび重なる国の制度変更で、国民への周知や説明不足などから制度そのものへの誤解を招き、多くの国民の理解を得られていないのが現状であると思っております。また、低所得者層への配慮が欠けているとも思っているところでございます。

先ほど村上議員からお話ありましたように、政府・与党では見直し案に合意されました。しかしながら、まだ先送りされた項目もございますので、私としては、国は公費負担の割合に固執することなく、国の責任において国民に理解を得られるような制度の見直しを早急に対応していただきたい、そのように考えているところでございます。

他の長寿医療制度関係の質問については担当の部長がお答えをいたします。

次に、小・中学校施設の耐震化でございますが、さきに質問された榊原議員にもお答えしているように、旧象潟中学校と仁賀保中学校を除いてすべての学校の優先度調査を実施しております。今回診断の結果そのものは別として、優先度結果は別といたしまして、すべての学校について耐震度調査の補正予算をお願いしているところでございます。結果によっては耐震補強工事が必要となる学校も出てくると思っておりますので、その場合には国庫補助事業の採択を受けながら早急に対応してまいりたいと、そのように考えております。

次に、学校を除く公共建物でございますが、にかほ市には 117 の施設がございます。このうち昭和 56 年の建築基準法改正により、新耐震基準法以前の建物は 31 施設でございます。ただ、建築物の耐震改修の促進に関する法律の第 6 条関係に、特定建築物の規模要件が規定されております。例えば、体育館については 1 階以上、かつ床延べ面積が 1,000 平米以上、あるいは集会所、公会堂などは 3 階以上、かつ延べ床面積が 1,000 平米以上といった施設の内容による規模要件がございます。この規模要件を超えて現に使用している建物としては、仁賀保地区では、仁賀保庁舎、それから仁賀保体育館、勤労青少年ホーム、金浦地区では、金浦体育館、象潟地区では象潟体育館、サンねむの木、建石団地のうちの 1 棟が該当になります。このうち耐震診断を行っているのは建石団地の 1

棟のみでございますが、この建石団地の1棟については、診断の結果、耐震改修をやる必要がないというふうな結果が出ております。

いずれにしましても、学校を初めとする各公共施設等は、災害時の避難・救護などの拠点となることでもありますので、耐震度調査の実施については計画をしまいたいと思っております。また、耐震度調査の対象とならない施設についても、日ごろの点検を充実してしまいたいと思っております。

次に、住宅耐震改修等の助成制度でございます。にかほ市は、まちづくりの重点目標として、災害に強いまちづくりを掲げております。19年度に策定をいたしましたにかほ市地域防災計画に基づき、防災対策により強力に取り組むために、この4月から専任の部署として防災課を創設したところでございます。そこで、20年度は防災行政無線システムの構築などさまざまな事業に取り組むこととし、その一つとして、耐震を必要とする住宅や耐震診断のニーズの把握のために、8月に全世帯を対象にした耐震診断アンケート調査を行う予定で今、準備を進めているところでございます。その結果を踏まえて、市民が耐震診断や耐震改修に対してどのような考えや、あるいは計画を持っているかを把握しながら、耐震診断への助成措置や耐震改修費への利子補給などの支援策について検討をしまいたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 後期高齢者医療制度関係の数値に関する御質問の部分についてお答えをいたします。提示の要求がありました一覧表を配付しておりますので一緒にごらんください。

1問目の市内の後期高齢者医療制度の該当者数は、4月1日現在4,212人です。また、今年度中、20年度中に75歳以上となられる方は約400人です。年度中の異動が予想されますことから約といたしましたが、異動がないものとした場合には4月1日現在で402人です。

2問目の後期高齢者4,212人のうち社会保険などの被扶養者であった方は1,204人です。

3問目の、夫婦で、夫が後期に移行し妻が国保に残ったケースは312人、妻が後期に移行し夫が国保に残ったケースは36人です。いずれも4月1日時点の数字となります。社会保険などから新たに国保に加入申請された件数は2件です。また、申請を促した件数は、との御質問でございますが、対象となる該当者に対しましては、社会保険などの被用者保険の保険者が直接勧奨を行うことになっております。異動につきましては、市役所窓口におきまして、社会保険などからの資格喪失証で判断をいたしまして加入の手続きを行っておりますけれども、引き続き別の家族の社会保険の被扶養者になるなど、必ずしも国保に入るとは限らないために、本人の申請によって国保への加入手続きを行っております。

4問目の年金から天引きをしている人数であります。4月から9月までは仮徴収の段階でございますので、現在対象となっている方は、国保と国保組合の加入者であった方々で、年金の年額が18万円以上で、介護保険料と合わせた保険料が年金の2分の1を超えない方ということで、4月1日現在2,555人となっております。被用者保険の加入者であった方々につきましては、10月からの対象となりますので、現在、特定作業を進めております。納付書で納入する人数でございますが、7月から第1期の納付が始まりますので、これにつきましても特例対象者の抽出を含めた特定作業中

でございます。

5 問目の後期高齢者保険証が本人に届かなかったケースでございますが、にかほ市ではそのようなケースはありませんでした。ただし、紛失などによる問い合わせが 22 件ありまして、22 件の再発行を行っております。

6 問目の苦情や問い合わせの状況であります。苦情につきましては、年金天引きに関する苦情が 3 件ございました。問い合わせにつきましては、制度に関するもの、保険証の取り扱いに関するもの、窓口での負担に関するもの、保険料の算定に関するものなど、今まで 400 件を超える問い合わせがあります。毎日が問い合わせの繰り返しでございましたので、カウント漏れも多くあると思われますることから、おおよその数字とさせていただきます。いずれの苦情、問い合わせに対しましても、職員が懇切丁寧に説明をいたしまして御理解をお願いしたところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、学校施設の耐震状況についてお答えいたします。

まず、小学校でございます。平沢小学校の校舎につきましては、昭和 63 年の建築ということで、診断が不要となっております。それから体育館は昭和 46 年築でございます。平成 17 年に優先度調査を行いました。その結果、優先度ランク 3 というようなことで、二次診断をやりましょうということで今の補正をお願いしております。

それから、院内小学校でございます。院内小学校もすべて平成 17 年に耐震度調査を行っておりますが、その結果、1 棟校舎につきましては優先度ランクが 3、それから 2 棟校舎 2 階部分が優先度が 2、それから体育館については優先度が 3 ということで、これはことしの当初予算に耐震度調査を実施するというので予算計上しております。

それから、小出小学校でございます。小出小学校は昭和 54 年築でございますけれども、平成 17 年に診断をしておりますが、その結果、体育館は優先度が 4、校舎については優先度が 5 という比較的上のランクでございましたが、市長の報告にもありましたように、一次診断をやるということで今回の補正をお願いしております。

それから、釜ヶ台小学校の校舎、体育館。校舎につきましては、釜ヶ台小学校は昭和 52 年築でございますけれども、校舎については優先度ランクが 5 でございます。それから体育館については優先度が 4 というのでございまして、これも比較的優先度が高いわけでございますが、同じく一次診断を行いたいということで今回の補正を計上しております。

それから、金浦小学校につきましては、平成 16 年度築でございますので、建築診断は不要となっております。

優先度の数字が高くなれば、何といたしますか、安全基準は高いということになります。

それから、象潟小学校でございますけれども、象潟小学校の南校舎につきましては、昭和 62 年築でございますので、建築診断は不要となっております。それから、北校舎につきましては 52 年、それから小体育館については昭和 53 年築でございます。同じく平成 17 年に二次診断をやっております。その結果、耐震工法の耐震の補強が必要だというようなことで、当初予算に耐震工法の基本設計を計上しております。

それから、上浜小学校につきましては、2棟、3棟、4棟、それから体育館等につきましては耐震補強をやっておりますし、4棟校舎と体育館につきましては昭和60年築でございますので診断が不要になっております。それで、1棟校舎につきましては優先度が3ということでございまして、二次診断ということで今回の補正をお願いしております。

上郷小学校につきましては、1棟校舎、2棟校舎とも耐震補強済みでございまして、体育館につきましても現在のところ問題ないというふうに診断が出ております。

それから、中学校につきましては、仁賀保中学校につきましては、現在御承知のように建築計画がございまして、優先度調査を行っておりません。

それから、釜ヶ台中学校につきましては、1棟校舎、体育館とも優先度が5と4と出ているんですけれども、仁賀保中学校と統合ということで現在のところ診断はやる計画はございません。

金浦中学校につきましては、1棟校舎は昭和54年築でございまして、平成13年度に耐震補強済みでございます。それから2棟校舎につきましては平成4年築でございまして、耐震基準で建設診断の不要というふうになっております。体育館は昭和54年築でございますが、平成13年度に耐震補強済みでございます。

象潟中学校については、御承知のとおりでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 最初に、後期高齢者の医療制度の関係でお尋ねします。

市長の答弁の中には、国の責任で政府のほうで見直しをしていただきたいというふうに答弁しておりますけれども、どういうところを見直してもらいたいというふうに思っているか — 一部は話が出ました、低所得者への配慮が欠けていると、こういうようなことが言われておりますし、もう一つは、周知徹底が不足なんだと、こういうことなんです、どういう点を見直ししてもらえれば市民が納得していける制度なのか、その点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） やはり高齢者の皆さんの負担軽減が一番大きいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） それ一つですか。

天引きの問題、それから差別医療につながっていくと、それから今後財政負担がふえていくと、このような問題もあるわけです。例えば、先ほどありましたけれども、対象者人数なんです、該当する人、実はちょっと見てみたら8月末現在では75歳以上の方が3,963人でしたが、11月には4,003人、3ヵ月で40人該当者がふえていると。ですが、きょうの答弁では4,212人と。ですから、去年の8月からたどってきてみると、1年で約360人もふえていると、こういう状況です。今の後期高齢者医療制度では高齢者がふえればふえるほど医療費がかかる。そして、それとまた別に、医療の精度 — 質が高まると、こういうふうなこともあって医療費がかかり増しになっていくということが明らかになっているわけです。ですから、そういう点も考えられるわけですが、天引き問題、それから負担増、それから医療の内容、こういうものについてどのようにお考えか。特に医療の内容については、医師会等ではこの包括診療、こういうようなやり方では、また、かかりつけ医

の制度ではやっていられないんじゃないかということで反対の意思表示をしておるわけです。その点についてどのようにお考えでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 今、年金からの天引きについても見直しが検討されております。今まで息子さんなりの扶養された方からそのことを、本人じゃなくて息子さんから引くとかという形のものを検討をされておりますし、また、医療費増大については少し先ほども申し上げましたが、公費負担、あまり固執する必要がないのではないかなと思っております。ですから、今、公費が5割、支援が4割、後期高齢者が1割という形になってはいますが、今いろいろ見直しをしていますが、その見直しをされた段階での財源というのはどこから来るかということやはり公費だと思います。ですから、私は、先ほど申し上げましたように、そうした改革をしながら、公費の負担割合についてはあまり固執する必要がないのではないかな。それよりもむしろ国民の皆さんに理解されるような制度として確立していくべきだろうと私は思っております。

かかりつけ医の関係については、私もあまり勉強してないでよくわかりませんが、お医者さんのことは、ただ、このことについてももう一度見直しをするというふうな形になっております。ですから、やはりこのあたりはこの制度ができたからといって今までのお医者さんと患者さんの形ががらっと変わるというものではないと私は思っておりますけれども。そういう、6,000円ですか、月、お医者さんに6,000円の支払いということですが、これがあるからといって医療が受けられないというものではないと思っております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 県の医師会、特に秋田県の医師会の会長の話では、1人の - これ、一つ病気があってほかの医院にかかれないというわけではないというふうに話していますが、実例として、にかほ市内の中である医院に風邪でかかった人がいるわけです。そうしたら、ちょうど3月だったので、「今度4月1日からは風邪を引いてもここに来れないよ」、このような話をされているわけです。というのは、本人は、今回行ったお医者さんでなくて本荘のお医者さんにずっと長く通ってかかっていた。ですから、別の病気で市内の近いところの医者に行ったらそのように言われたという状況なんです。ですから、ちょっと制度の内容についてはもう少し吟味する必要があると思うんですが、そういうふうに既に75歳以上になったというだけで、もう診療の幅が狭められてきているというのが現実に起こってきているわけです。

ですから、この県の医師会も実情に即していないということで反対の方針を上げていますし、後期高齢者の医療制度を受けるか受けないかということについても、県内全体で500以上ある施設の中で2カ所しかそういう届け出をしていないと、こういう状況にあるわけです。ですから、そういう点も考えて、やはりこの制度は部分的に改善していても根幹が変わっていない、特に75歳以上で区切りする根拠がどこにあるかということで非常に不満、疑問が起こっているわけです。ですから、そういう点を踏まえて、やっぱり市長としては、さっきの質問で言いましたけれども、機会を見て市長会、あるいは必要な所属している、あるいは出ている会合等で、この制度ではぐあいが悪いんじゃないかということ述べていくというふうなことが必要だと思うんですが、その点については

いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先般も全国市長会に出席してまいりました。市長会では制度の維持を基本にしながら見直しをしていきたいと思います。ただし、その中では国民の周知はやはり不足している、もう少し国民に対する周知を徹底しなければならないということ一つ、あるいは高齢者負担の不公平、これも配慮をしなければならないのではないかなというふうなことを総会で総意として決定して国のほうに要請をしているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 全国の市長会の決議では平成19年の6月6日には、この円滑な実施に関するということで情報提供、あるいは財政措置、それから必要な医療を受けられるように低所得者対策を講じる。それから報酬体系、それから広報を十分に、とこういうふうなことを決議しておりますが、これは根幹にというよりは、制度そのものがおかしいんじゃないかということではなくて、部分的に手直しをしていったり説明していつて何とか乗り切っていこうという考えに立っていると思うんです。その後の平成20年5月26日発行の全国市長会の週報のトピックスには、佐竹会長
— 秋田の佐竹会長が要請書を提出していますが、これ、項目がたくさんあるので、後期高齢者については1行触れているという程度です。その部分は、「後期高齢者医療制度については現場の声をくみ取ること」と、こういうふうになっています。これは考えようによってはやはり現実に75歳以上になっている人の声、それから医師の声、こういうのを十分に聞いてやっていくという必要があると思うんで、これをさらに具体化して政府等に根幹から考え直す必要があるのではないかなということで意見を述べていく必要があると思いますので、再度その点について質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） この後期高齢者医療制度、こういう形にしなければならなかったのかという背景はどうだったのかなということをいろいろ考えるわけですね。75歳以上というのは、やはり食習慣や生活習慣病、こういうリスクで慢性的な疾患を持っている方が多いわけです。今までのような保険制度としてこれが維持できるかということだろうと思います。ですから、公費、あるいは支援者、そして高齢者という形の中で到達したのが今回の後期高齢者医療制度ではないかなと思っております。ですから、いろいろ問題は出ております。この問題を一つ一つ国民の皆さんが納得できるような形の中で国は見直しをしてほしいと思います。その見直しについては機会があれば私も発言はしたいと思っておりますが、具体的にこの制度を廃止するという考え方は私は持っておりません。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 少し認識のずれがやはりあるようですけれども、75歳以上の人、あるいはそういう年齢で区切って保険制度をやっているという国がどこかほかにありますかというふうに国会で質問したら、アメリカの一部にありますが、世界的にはない。というのは、年齢の低い人も高い人も、リスクの高い人も低い人も集まってお互いに支え合うというのが保険制度なわけです。ですから、最初のころに述べましたけれども、これは保険ではないと自民党の元役員が言っています

けれども、そういうふう限定してやると、どうしたってリスクの高い人だけ集まって負担がふえていく。それを支える若い人の負担もふえていくと、こういう状況になるわけですから、この制度そのもの自体が今後成り立っていかないのではないかということが懸念されるわけです。ですから、75歳を区切るというところに一番の根幹があるわけですから、その点について、いろいろ市長の考えもあると思うんですが、もう一度答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 先ほども申し上げましたように、公費負担、こういうものの割合に固執することなく制度の見直しをしてほしいというふうに思っております。いずれにしても、これは国の制度でございますので、私が一人どうのこうのと申し上げても、このことは言うとおりににはならないわけでございますので、機会あれば私は私の考えていることについては申し上げますけれども、この制度の維持を前提としながら、先ほどから申し上げておりますように、国民から理解されるような制度として一つ一つ課題に取り組んでいただきたいのと、そのように考えております。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） さっき「文藝春秋」のところから堀内氏の文章を引用したんですが、これは、「アメリカには国民健康保険というのはない。国民全体で助け合っていこうという発想がそもそもない」。これは堀内氏の見解です。「日本は国民皆保険という世界に誇るすばらしい保険制度を持っていた。しかし、75歳以上の人たちを別の制度に入れてしまうのならば、これはもう国民皆保険ではない」と、こういう認識なわけです。ですから、そういう点なども検討しながら、市長会、あるいはその他の場所で意見を述べていってほしいと思うのですが、政府の言うのを手直ししていくというような考え方のようなのですが、それではどうしても行き詰まりが来るというふうと考えられますので、その点については今後検討を願いたいというふうに思います。

次に、学校の耐震化の問題で丁寧に答弁いただきましたけれども、ちょっと数字上のことで、これはその後の変更もあるから確認していけばいいとは思いますが、先ほど避難所の一覧、これ、市長の答弁では合計117というふうに言っておりますが、計画の中の避難所一覧表では、仁賀保が55、金浦17、象潟55というふうになっていて127というふうになるようですが、これはその後、例えば公民館等、集会所等がその後維持されなくなったというので変わったところがあるかもしれません。ですから、その点ちょっと後で確認しておく必要があると思います。

特に公共施設、学校を含めて公共施設で避難できる安全な場所というのに優先順位をつけて耐震度調査、あるいは必要な耐震補強をしていくということが必要なんですが、これは避難所一覧でいくとあまりにも数が多いわけです。ですから、これをすべてというふうには簡単にいかないと思うので、やっぱり地域の中でここは第一に必要な場所だと。ここはそれに準ずる場所でないかというふうな検討なども今後しながら、調査と耐震工事を行っていく必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど市長の答弁で117施設とお話ししたものについては、公共施設が117ということですので、避難場所が117ということではございませんので御理解願いたいと思

います。

それから、2点目ですけれども、先ほどの市長の答弁の中で、法に基づいた特定建築物があります。そのものについては今後その緊急性、あるいは構造内容を検討した上で計画的にその耐震調査を行いながら進めていきたいということでございます。今、村上議員のほうからお話がありました避難場所とその公共施設、あるいは学校が重なっている部分についての耐震の状況は当然把握しながら、避難場所の変更等も含めて、あるいはその施設の調査改修も総合的にとらえながら今後進めていきたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） そうすればその数字については了解しました。

そこで、学校のほうの耐震化法というのが、中国の地震を受けて、政府でもこれは放置しておけないということで、11日に学校耐震化法というのが成立しております。従来、耐震補強には2分の1補助だったのが3分の2に引き上がるというふうになったり、また、改築の補助率も現在3分の1が2分の1に引き上がるというふうになっていますので、必要に応じてはこの補助の引き上がった条件を生かすということも今後考えられると思うわけですので、その点は診断の結果を見て対処してほしいと思うわけです。

そこで、先ほどの同僚議員の質問にもありましたが、住宅のリフォームとかいろんな形で業者の地域振興のためにもということでありましたが、先ほど市長の答弁では、アンケートを行い、その結果を見て必要な制度等を検討していくと、こういうことでよかったですと思います。いろんな形でこの改修等が必要だと思っている人も、何かきっかけがあればやるというふうに進むというふうを考えられますので、この点は大いに進めていっていただきたいと思うんですが、その場合の制度のあり方なんですが、これは非常に難しい面があります。対象を広げると補助の率が低くなるというふうなこともあって、これはいろいろ検討していかなければいけないと思いますが、秋田市の例なんかでは、安全・安心なまちづくりをするということで既に制度ができております。それから、近隣のところにはちょっと見当たりませんが、ほかにもかなりできていますが、そういうのを参考にしながら今後検討していただければいいと思うんですが、その際、一つの助成方法だけでなく、2種類以上の条件と言えいいですか、条件を難しくしないと見えいいですか、クリアしやすいような条件を考えながら補助をしていくということを考えていくべきだと思いますが、そこまでまだ考えて、検討していない段階なんですが、そういう、必要に応じては範囲を広げる、助成率を上げるというふうなことを広く市民の皆さんに理解できるような方法でやっていければいいと思うんですが、この大まかな方向と言えいいですか、そういうことについてもし答弁できましたらお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど市長の答弁でもありましたように、とりあえずはその実態を把握した上で、その対策費にどのぐらいの費用を要するのか、その全体計画を把握した上でないと、その支援措置について判断できないことになります。その場合であっても、当然、市単独でできる場合とできない場合があります。そうなれば県の支援、あるいは国の支援も必要となってきますの

で、その辺の県・国の支援の措置の内容についても考慮しながら、今後その対策について検討してまいりたいと思いますので、よろしく御理解願いたいと思います。以上です。

【12番（村上次郎君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） これで12番村上次郎議員の一般質問を終わります。
昼食のため午後1時まで休憩します。

午前11時48分 休 憩

午後0時59分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、22番佐々木正己議員の一般質問を許します。22番佐々木正己議員。

【22番（佐々木正己君）登壇】

22番（佐々木正己君） 最初の1点は、にかほ市管理の教育施設及び公共施設の耐震性の把握ということであります。

国では、ここ数日、大幅な補助金を出して学校の耐震強度補強工事の取り組みを促進しております。我が市では、耐震数値の把握を初め、どのような対応をとるつもりなのか、お聞かせを願いたいと思います。

また、公民館 — これは市民の多く集まるところといった意味で書いております。体育館等も含めて — また、ガス事業所など — これはライフライン、危険物等ということを書いております — などの公共施設の耐震性について、どの程度把握し、どの程度の対策をとろうとしているのか伺いたいのですが、午前中の村上議員のやりとりを聞いておきまして、ほとんど答弁がなされているようにも思うのですが、積み残しがありましたら簡単にさらりと御答弁を願いたいと思います。

次に、2点目、産学官の連携についてであります。

市の人口減少の歯どめ、市の活性化のためには若者が十分に働ける職場の確保が必要であります。それには二つありまして、一つは、企業誘致という手法があります。もう一つは、地元企業の成長・発展ということからの職場確保、人員の雇用拡大という手法があります。こちらのほうがより現実的であるかとは思いますが、それには現在の地元企業のさらなる製品の掘り起こし、そういったことも視野に入れなければならないというふうに思われます。

幸い由利本荘市には県立大学本荘キャンパスがあります。本荘キャンパスはシステム科学技術学部、秋田キャンパスには生物資源科学学部があって、ともにいろいろな産業の面でアドバイスを受けやすい大学ということで、当然、設立の目的の一つに、地元産業、企業との接点をより身近にし、地元の産業発展に寄与するといったような目的があるわけでありまして。

数年前に本荘キャンパスの研究センターに行ったときに、上郷地区での、当大学での研究の成果がパネルになってありましたので、全く当市と県立大学との接点がないというわけではなさそうな

のですが、具体的に産学官の連携、あるいはつながりという言葉は聞こえてきておりません。産業振興の見地から、市のほうから積極的に会社、企業と大学の間に入って、文字どおり「産学官の連携」を図るべきだと思いますが、いかがお考えか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、お答えいたします。

初めに、学校や公共施設の耐震度調査や耐震化についてでございますが、先ほど来、さきに御質問をされました各議員にお答えしているとおりでございますが、ガス水道局所管の施設についてはガス水道局長からお答えをさせたいと思います。

次に、産学官の連携についてでございます。産学官の連携は、新製品の開発、あるいは新技術の開発など、既存企業における競争力、あるいは新分野への進出を実現する上で大きな可能性を秘めていると考えているところでございます。また、企業の創業支援においても、事業者への役割を担い、新規企業を支える連携として期待されているものでございます。

御指摘は、この産学連携の促進を行政が果たすべきとのことでございます。現在、当地域の産学連携は、県立大学の本荘キャンパスの地域共同研究センターが窓口となっております。このセンターは、本荘由利産学科学技術振興財団、これはにかほ市も参画しておりますが、財団の基金により運営をされているところでございます。これらの機構、組織については、今後さらなる利用の高度化を目指し、地域企業の要求にこたえるシステムづくりに、もっともっと研究しなければならないのではないかと、そのように考えているところでございます。

さらには、地域の企業が規模の大小を問わず大学の研究所と気軽に連携ができるよう、コーディネーターの利用など、行政も含めて、いわゆる産学官の取り組みのさらなる充実が必要だと、そのように考えているところでございます。現在、当市の製造業の振興組織としては、にかほ市工業振興会を設立して各事業に取り組んでおりますけれども、昨年度より異業種交流事業の一つとして、もみ殻の利活用についての検討を開始しております。その取り組みのために大学の教授を招いての研修会を実施し、産学官連携についても模索を始めているところでございます。なお、この成果品については、本年秋、当市で開催される種苗交換会における展示を目指していると、そのように伺っております。

現在、にかほ市の製造業における産学連携は数社で、まだまだ少ない小さな流れでございますが、秋田大学を初め、県の各研究機関との連携も視野に入れて、事業者のニーズに合ったテーマを掘り起こすなど、アドバイザーを配置するなど、より大きな流れをこれからつくってまいりたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、ガス水道関連の施設についてお答えをしたいと思います。

初めに、ガス施設についてですけれども、ガス事業におけるガス工作物については、ガス事業法により技術基準への適合が規定されております。現在のものは平成7年の阪神・淡路大震災後に耐

震性について見直しをされたものでございます。

現在市で所有している施設には、建設時期によりましてそれぞれの適用を受けている施設が混在しております。一例を挙げますと、見直し以前の規定による施設でございますけれども、例えば金浦供給所のLPGストレージタンク、これらのものにつきましては震度6弱から6強相当に耐え得る強度ということで規定されて建設されたものでございます。また、仁賀保供給所にあります2,000立方の有水ホルダー、これらにつきましては震度6弱相当に耐え得る強度ということで建設されております。これは金浦供給所、旧象潟製造所内にある有水ホルダーなども同様の強度でございます。

また、新基準による見直し後の耐震性では、黒川製造所のLNG貯槽、これは震度6強に耐え得る強度と。また、象潟供給所のガスホルダーは、震度5強相当に耐え得る強度というもので建設されております。

ガス事業法による耐震性につきましては、風力と地震力の計算値を算出し、そのどちらかの高いほうの数値を採用するというように規定されております。なお、事前にガス工作物を建設する場合には、これらの強度計算を含め、東北経済産業局のチェックを受けて建設されているところでございまして、全部こういうふうなものの適合を受けているものでございます。

水道施設については、ガス工作物ほど細かな基準ではございませんけれども、日本水道協会が発行している水道施設耐震工法指針に沿って設計施工されております。最新のものはガス同様、阪神・淡路大震災後の基準、また、北陸・中越地震等のものも参考に直されたものでございます。

水道施設は、浄水場、配水場等、市内各地に分布しており、また、建設年次も多岐多様にわたっております。これらの耐震性につきましては、原則として、旧指針では、設計耐用期間中、50年程度を想定しておりますけれども、ここに1回発生する地震、震度5強程度に耐え得る強度ということで建設されております。新しい基準によりまして、震度6強程度の地震に対して損傷を軽微に抑えることのできる強度ということで建設をされております。一例を挙げますと、今建設中の鳥屋森配水場、また、平成17年に完成いたしました畑配水場というものは新基準でございまして、震度6強程度の地震に対して、ひび割れ等の損傷を受けても構築物を崩壊させず機能を維持することを基本に建築されているものでございます。

配管につきましては、ガス事業については、ある程度これも基準がございまして、配管につきましては震度的なものは目安はありませんけれども、ガスの場合ですと、地上部分、これについてはいろいろ曲がり等そういうものをつけて伸縮性を強くして強度を増すといいですか、耐震性を高めるといふような方法でやりなさいということが規定されております。また、埋設部分につきましては、こちらのほうも震度等のものはございませんけれども、地震の震度のほかに液状化というふうなことの問題点もありますので、これらのものにつきましては、ガスのほうでも今はPE管ということでポリエチレン管、これを使用するようというふうなことの指導がございまして、これらのPE管につきましては阪神・淡路、あるいは北陸・中越というふうなところでも証明されておまして、これらのものは被災をしておりません。

水道につきましては、残念ながらそんな明確な基準はございませんけれども、水道の耐震性に強いものとしてはやっぱりポリエチレン管、それに鋳鉄管、これらのものは該当するといふようなこ

とは基準としてはございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 第 1 点について、若干ガス関係、地震のときに自動的に弁がとまるとか、そういう作動ができるという状況にあるのかなのか、それ 1 点と、あといろいろな公民館、体育館等の耐震につきましては、これから調査をするというような午前中のお話だったと思いますが、十分な耐震、強度補強工事をするというようなことの解釈でよろしいのでしょうか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 補強工事については、調査をして、耐震が必要だというふうになれば補強工事をするようになります。補強工事は必要がないということになれば既存のままという形になります。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 緊急遮断弁的な物の考えでございますけれども、水道的にはそういうものは特にございません。また、ガスにおいても特別その緊急遮断弁といいましたか、震度においてとまるというふうなものはございませんけれども、ただ、ガスの場合は、一応ガス事業法上、震度ではありませんけれども、地震の単位で 60 カインを超えた場合には自動的に、強制的にでもいいですから供給停止をなさいというものはおおよその目安としてあります。60 カイン、これは地震の単位で、この前の地震の段階も、一応いろいろ数字的には出てまいりましたけれども、震度 6 強程度ではないのかなと。一概には言えませんけれども、そういう 60 カインというものの地震計でカウントした場合には供給を遮断しなさいということは基本的には決まっております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22 番佐々木正己議員。

22 番（佐々木正己君） 2 番目の産学官連携のことについて、市長がもみ殻について今、研究をしているということで、大変結構だと思います。このほかに、潟上市ではメカロという会社が産学共同により新タイプの風車による発電装置を開発、売り出しているということ。あるいは身近なところでは齋彌酒造店、由利政宗ですね。それと、三栄機械、両方とも由利本荘市ですが、これも産学共同研究により新しい風味の日本酒を開発。純米吟醸酒「雪の想いで」というのを開発したということで、実際効果を上げているわけです。官がどういう役割をするかという、産学の場合は、これは比較的製品を開発したい、あるいはそれにお手伝いしましょうということで、産学の結びつきは比較的簡単と言えば簡単なんですけれども、そこに官がどう絡むかというのも大変重要なことだろうと思います。

それで、私は官の役割は、企業に情報提供することだと思うんですよ。その辺、うちのかほ市はやっているかどうかということです。今パソコンが発達しておりまして、定期刊行物よりもメールアドレスやホームページのほうに流したほうが早いということで、大変いろいろな産学官の情報がパソコンを開くとすぐ出てきますね。そういったような情報提供を定期的に流すのが官の役割だと思います、一つはですね。

それから、もう一つは、中小企業と共同研究をするためには、公的研究助成資金、この獲得がで

きるかどうかで決まるというようなこともあるわけですが、これも結構秋田県でもあるわけです。産学官新技術実用化・製品化促進事業補助金、募集要項があります。製品の課題解決型であると必要経費の2分の1以内、150万円以内の助成がある。新技術実用化型ですと500万円以内の補助があるというような、秋田県で、全国でも億単位のそういったような助成金、補助金をあちこちで文部科学省から通産省から結構あると思うんですけれども、そういったような情報の収集をしているかどうか伺いたいんですが。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（伊藤賢二君） ただいまの御質問ですが、情報提供につきましては、この産学官の連携について、本荘由利産学共同研究センターの中で5項目ほどの主体的な事業を行っております。この中に本荘由利産業科学技術振興財団というものがあまして、この中の役員構成の中に、にかほ市長が副理事長、それから民間企業団体等の総勢14名、そのほかに評議員19名、事務局が15名、この中にはコーディネーター等の方々も含まれて運営されているということでありまして。この中ではやはり官というものが直接的なかかわりはありませんけれども、こういう財団の基金によってさまざまな装置を整備しているというような状況で、実際には製品の掘り起こしの支援というところでは、さまざまな実験装置の整備をされているようでありました。その中には、先日見たところによれば、さまざまな各企業で開発しました製品を実験装置によって耐力、あるいは硬度、それからミクロの世界の計測というものの整備を行っておりますので、これがいわゆる一つの支援ではないかなという考えを持っております。

いずれにしても、各メーカーがそういう製品ができればその共同センターに相談しまして、コーディネーターの方々と相談して、その実験を適正な装置によって行っているということを知っております。そういう意味では一般の会社で投資できないような装置を整備しておりますので、そういうところで寄与しているのではないかなというふうに考えております。今後、私どもも、そういう意味ではもっともっと連携を強めなければいけないということで、先日の5月23日に行われまして財団の役員会の中でもそういうことが確認されておまして、役員になっております民間の企業の方々からも、今後そういうところの連携を深めていきたいということを話をされておりました。以上です。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） センターがあるから、センターの理事にうちの市長が入っているからということでの活動では甘ったるいんですね。もうはるかにほかの市ではもう一歩も二歩も先行っていますよ。

例えば、県立大学の本荘では公開講座やっていますよね、月に、3地区で。年に何回やっているかわかりませんが、そういった情報も、要するに、企業は日々忙しくてなかなかそういった情報を得る社員を割ける、そういった余裕がないと思うんですよ。ですから、それを行政がやっぱり補完してやらないとだめなわけです。だから、こういう公開講座があるよと、あるいはこういう補助金があるよというようなことを、要するにセンターでなくて、このにかほ市の担当がないとすればこれからつくっていただければいいんですけれども、そういったことを定期的に、2ヵ月

なら、今までゼロとすれば半年に1回でも、1年に1回でも、それはいいんですけども、そういった直接、ダイレクトに各会社、企業に、あるいは農家に流してやる。だから、パソコンを使えばもう一発で、アドレスを聞いておけば流れていくわけです。そういった細かいことをやるのが官の役目じゃないかと思うんです。

我々産建委員会が来月、委員会研修に行きます。栃木の足利と群馬の太田市に行くんですけども、議会議務局のお骨折りでこういういろいろな折衝をしてもらっているわけです。太田市でバイオマスのことについて、我々委員会ではバイオマスのことについて研修をしようということで、どうですかと相手に伺ったところ、いや、バイオマスは緒についたばかりで、それよりも、今言った産学官の連携についてということでの研修はどうですかと市の職員から言われて、じゃ、そういうことでそちらのほうもお願いしますということで研修に行くわけです。非常に楽しみなんですけれども、そういったせりふが今にかほ市で、市長初め、担当の部長さん、課長さん、そういったせりふが出ますか。感想を一言ずつ。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 産学官の中で官の役割、これは情報の提供ということをもっともだと思えます。私もこれまで担当の商工課のほうに、できるだけ国の制度、県の制度、こうしたことを企業のほうに積極的にPRする体制を整えてくださいと、こういうことは指示をしております。それから、公的助成、これもベンチャービジネスを立ち上げる場合に、やはり金融機関、あるいは公的支援も含めてこの形をどうつくり上げるか、このあたりも今、検討をさせているところでございます。

御承知のように、にかほ市には中小企業たくさんございます。何とかこの中小企業の企業力をさらに高めていきたいと。これが結果的に将来のこの地域の活性化、あるいは雇用の拡大、こうしたことにも私はつながっていくんだろうなと思っております。

したがって、じゃ、企業力をどう高めていくかということ、やはり新しい製品を開発したり、あるいは新しい製造システム、この構築をできるような、そうした人材の育成が私は必要だと思っております。そういうことで、大学、あるいは当然ながら企業もですが、研究機関、こうしたところと連携をしながら、多くの皆さんから力をかりながら人材育成に係る事業を、行政主導というわけではありませんけれども、当然ながら工業振興会がございまして、ここと連携をしながら実施していきたいと思っております。

また、このにかほ市では、世界的に通用するような製品を開発して、今、一生懸命売り込みしている企業もございまして、ですから、できれば、これも多くの皆さんからお力をかりながら、地元の中小企業が世界に通用するような、要するにオンリーワンの製品を各企業一製品、こうしたことを目標にしながらそうした事業も展開していきたいものだなというふうにも今思っているところです。こうしたことが構築されていけば、私どもで最も大切なTDKさんも、このにかほ市での活動、これはさらに強まってくると思っておりますので、そうしたことを考えていきたいと思っておりますし、進めていきたいと思っております。

もう一つの点は、やはり個々の中小企業、大変すばらしい設備を持っています。ただ、個々の企業で活動しているわけですが、こうした設備を積極的にフルに活用していくためにも、共同での受

注体制ができないものかなと。そうすればコスト的にも縮減されて競争力も高まっていくのではないかなというふうに思っております。こうしたことについてもこれからいろいろ多くの皆さんからお力をかりながら進めてまいりたいな、今そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 22番佐々木正己議員。

22番（佐々木正己君） そういったような方向を一日も早く進んでいただきたいと思います。何度も繰り返しますが、行政から会社のほうに突然メールが来た、あるいは突然はがきが来た、封書が来た。あけてみたら、そういったような、あるいは県立大学の講座の案内だったと。あるいはそういった補助金の案内だったというようなことになれば、まあ、これ、ひょうたんからこまで、企業のほうも何か参加したら急に何かひらめいたとか、あるいは得るものがある、それがすぐに身にならなくてもいつか身になることもあるわけですから、今、市長がおっしゃったように、当地区は県内で工業出荷額、たしか2番、秋田市に次いで2番目をずっと維持していると思うんですけども、そういった地域でもありますし、工業以外にもこれからますます農業、あるいは漁業も含めて、第一次産業もこれからは技術開発が進んでいかなければ、なかなか対抗できないような情勢になってきておりますので、少なくとも市のほうから企業誘致担当だけでなく、兼ねてもいいんですけども、そういったような情報を発信する係をつくっていただいて、それでもっているような方法でとにかく企業に情報を提供すると。取捨選択はしないと。いろんなものも、10あれば10全部流してやるぐらいの情報提供でもって産学官の連携を深めていただいて、より1人でも若者が職を得られるような、そういった地域にしていいただきたいということを強く要望いたしまして、終わります。

議長（竹内睦夫君） これで22番佐々木正己議員の一般質問を終わります。

次に、11番佐々木弘志議員の一般質問を許します。11番佐々木弘志議員。

【11番（佐々木弘志君）登壇】

11番（佐々木弘志君） 議席番号11番佐々木弘志です。まずもって獅子が鼻湿原の出壺と元滝伏流水の2カ所が平成の名水百選として選定されましたことを、市民の皆さんと心から喜びたいと思います。

さて、本日は、政治の実態を市民の前に明らかにする。市民のための改良の実現を初め、市民の要求を市政に反映させる。新しい市のまちづくりを理想・理念に向けて前進させる。この三つの観点に立って5件の質問をいたします。

初めに、ふるさと納税について、19年6月定例会並びに20年3月定例会に引き続き質問いたします。

既に新聞紙上等で報じられておりますように、5月1日「ふるさと納税」制度の創設を受け、秋田県初め一部の自治体には寄附申し込みが相次いでおるようであります。インターネット・グーグルで「ふるさと納税 にかほ市」で検索したところ、一番トップに「にかほ市に納税したいな」というブログが出てきました。秋田県のかほ市出身者、母親が象潟の出身者という方のブログでございました。また、にかほ市出身の親戚・知人と冠婚葬祭で久しぶりに会ってお話できる機会もありました。押しなべてふるさとにかほ市を気遣ってくれ、ふるさとを愛する心がひしひしと伝わ

ってきました。

私が一般質問通告書を提出した翌日の6月3日の秋田魁新報朝刊、また、6月6日の同朝刊等々でも県や市町村への申し込み状況が報じられております。このふるさと納税の発案者で秋田県出身の菅元総務大臣も、秋田県と出身地の湯沢市にふるさと納税されたとの記事も掲載されておりました。菅元総務大臣と同様に、ふるさと納税に関心を持つ、この夏に帰郷するにかほ市出身者も数多いと思います。

そこでお伺いいたします。

現時点におけるふるさと納税（寄附金）の申し込み実績はどうなっているか。

にかほ市においての受付・受け入れ態勢、事前PRも含めての実施体制はどうなっているのか。

少額の寄附が殺到した場合の事務コストを考慮し、ふるさと納税の下限が5,000円となっております。この控除されない5,000円分の一部を還元する意味で、また感謝の意味で、にかほ市の特産品を贈る、あるいは地元温泉の入浴券を差し上げるなどの考えはありませんか。

次に、第2の質問に移ります。保育料の保護者負担についてお伺いします。

合併協定21の8、各種福祉制度の取り扱い。（5）保育料については、金浦町の例により新市において実施するとなっております。進捗状況は既に実施されておる報告であります。

そこで、合併協定の一つである保育料について、保護者負担は合併したことによってどのようになりましたか。

具体的事例を金額も含めて段階別にお伺いします。

国・県・にかほ市の補助は園児1人当たりどれくらいになりますか、（休日保育や延長保育等保育対策促進事業を含む）をお伺いします。

また、保護者の皆さんの市当局に対する本件についての反応についてお伺いします。

次に、第3の質問に移ります。村上議員からも質問がありましたけれども、後期高齢者医療制度について質問いたします。

後期高齢者医療制度がこの4月から導入されました。廃止論を含め、見直し論の論議が活発に報道されております。市長の本制度実施後の見解を伺います。

この制度のメリットとデメリットは何か。名称の変更、年金からの保険料天引き、家族からの分離の問題、秋田県医師会も反対を表明している75歳以上の患者を定額の診療報酬で見る「担当医制」等々についてお伺いします。

保険者は秋田県後期高齢者医療広域連合であります。関連して、にかほ市が保険者になっている国民健康保険の広域化の進展は図られているのかお伺いします。

どんな制度も新制度を納得してもらうのは大変であります。市町村合併や学校統合等々、改革が進められてきています。しかし、後期高齢者医療制度は改革と逆行しております。75歳以上の高齢者を、家族からも、国民の中でも分断・隔離・差別するため、わざわざ別制度を新たに作っております。医療制度をいたずらに複雑にし、わかりにくくしております。不当な改正ではなかったかと考えます。速やかに見直しを図り、国民健康保険との統合、さらには健康保険組合なども視野に置き、医療制度の一本化、広域化の論議を改めて進め、持続可能なわかりやすい制度構築を図る

べきと思います。いかがですか。

次に、第4の質問に移ります。消雪道路（消雪パイプ）についてお伺いします。

どんな優秀なドライバーでも凍結道路の運転は危険を伴います。まして女性ドライバーや高齢者にとっては、冬の坂道は命がけの運転であります。

そこで、にかほ市における消雪道路（消雪パイプ）の現状についてお伺いします。

また、象潟長岡線の消雪パイプの延長は考えているかどうかお伺いします。

最後に、第5の質問に移ります。医療体制整備についてお伺いします。

「安心して暮らせる福祉のまち」を基本構想の基本方針で1番目に、基本計画でも1番目に掲げております。また、先般各地で開催された市政説明会でも、資料の1ページに掲載され、説明もなされたところであります。

そこで、合併前から市民の関心のある医療機関に限ってお伺いします。

民間も含めた医療機関の実態 — 医療機関の位置図を資料として提出してくださいということ提出されておりますが — 並びに将来に向けた医療機関整備について。（小児科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科等々）

上記について、地元医師会との情報交換や意見交換はどのようになされてきたのか。

将来においても、由利本荘市や秋田市の病院に依存していくのかお伺いします。

以上5件の質問に対し、市民の皆さんにわかりやすい答弁を求めます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） 私からは後期高齢者医療制度、長寿医療制度などについてお答えをしたいと思います。

長寿医療制度については、さきに質問されました村上議員にお答えしていることと大部分重複いたしますが、御質問の制度のメリットについては、少子・高齢化が進展する社会において、国民皆保険を堅持し、将来にわたる持続可能な制度とするために、費用負担の明確化、公費が5割、あるいは若年者の支援金4割、保険料1割というふうに明確化されたところでございますが、これについても、公費の5割というものは固執しなくてもいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

デメリットとしては、これまでの老人保健制度ではなかった保険料の負担、こうしたことが発生したことではないかなと思います。

また、名称については、あくまでも変更ではなく、長寿医療制度と呼称するものでございます。

また、年金からの天引きについては、75歳以上という年齢等を考え、窓口にお越しをいただく手間をかけないためと、行政における収納等のコストを省くためのものでございますが、これについても天引きについてはもっともっと見直しをしなければならないのではないかなというふうに思っております。

それから、家族からの分離についての御質問でございますが、この制度ができた背景には、少子・高齢化が進む中で、将来に向けた持続性の高い制度として新たに創設されたものでございます。75

歳以上、75歳を過ぎると食習慣や生活習慣に起因する慢性疾患などのリスクが高まってまいります。それに伴ういろいろな医療費も大きくなっていくわけでございます。そうした中で、社会保険の原理だけでこの制度をカバーすることができないということでこの制度ができた背景があるものと、そのように理解をしているところでございます。

いずれにしましても、先ほど村上議員に申し上げましたように、政府・与党案ではきのう合意がされたようでございますが、見直しについて合意はされたようでございますが、先送りされた部分もございまして、やはり国民に求められる医療制度としてさらに見直しを進めていただきたいというふうに考えているところでございます。

それから、国民健康保険の広域化でございますが、政府の地方分権改革推進委員会では、5月の28日にまとめた第一次勧告には、市町村国保の運営について、都道府県単位の広域化の推進が盛り込まれております。21年度中に結論を求めておりますので、今後の議論の展開を見守りたいと思っております。このことについても全国市長会のほうでも国のほうに一本化について要請をしているところでございます。

それから、医療制度の一本化でございますが、ぜひ実現していただきたいと考えております。国保の保険者として、これまで国保東北大会などを通して、東北単位での要望をいたしておりますが、これについても市長会のほうで要望をしているところでございます。国では、政府管掌の健康保険については国とは切り離しをした全国単位の広域法人を保険者として設立いたしまして、都道府県ごとに地域の医療を反映した保険料率を設定するなど、都道府県単位の財政運営を基本として、平成20年、ことしの10月から実施をしているところでございます。しかしながら、医療制度の一本化についてはいろいろ難しい点がございまして、引き続き実現に向けて要望活動などを展開してまいりたいと思っております。

次に、医療体制の整備についてでございます。資料は配付しておりますが、にかほ市における医療機関の実態は、由利本荘市医師会登録の医院・病院が14カ所、秋田県歯科医師会登録の歯科医院は8カ所、それぞれ地域医療に御尽力をいただいているところでございます。残念ながら、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科はございませんが、眼科については、仁賀保地域に年内をめどに開業する眼科医がございまして、市としてはできるだけ眼科医さんと協力しながら、開業をぜひ実現したいというふうに考えているところでございます。

また、休日や祝祭日には医療機関持ち回りによる診療体制をとっておりますが、救急の治療、あるいは高度な検査、治療は、由利本荘市や秋田市の病院に依存しているのが現状でございます。地域医療については、全国的に小児科医、にかほ市には2人がおられるわけでございますが、小児科医や産科医を初め、病院勤務医の不足が深刻化しておりまして、地域医療を支えてきた病院などが診療科の縮小、あるいは病院自体の閉鎖に追い込まれているところもあるようでございます。

国では地域医療に関する関係省庁連絡会議において、新医師確保総合対策を、また、政府・与党が緊急医師確保対策をそれぞれ打ち出しております。各自治体は県を中心に医師確保に奔走しているわけでございますが、集約、あるいは再編など、さまざまな対策に取り組んでおりますけれども、なかなか出口が見えないのが現状でございます。このようなことから、将来的に地域医療が守られ

ていくのか、私どもとしても大変憂慮をしている状況でございます。

秋田県でも、医師の地域間偏在の解消や僻地医療のために、秋田大学の医学部や医師会などの関係団体と連携を強化して、医師確保対策の充実を盛り込んだ「あきた 21 総合計画 第 3 期実施計画」を策定しております。市といたしましても、お医者さんの確保については、市民が必要とする医療を安心して受けることができるように、機会あるごとに関係機関に要望をしまいたいと思っておりますが、何せ相手のあることでございますので、大変難しい課題でもございます。

また、地元医師会との情報交換についてでございますが、由利本荘市医師会のかほ部会の医師とは具体的に将来に向けた医療機関の整備等についての情報交換は行っておりません。ただ、平成 19 年度に由利地域振興局福祉環境部が由利本荘にかほ医療圏域、地域医療連携計画を策定しておりますが、策定に当たりましては、由利本荘医師会長を初め、圏域の医師、由利本荘市・にかほ市の担当課長が検討委員となって協議しておりますので、その話し合いの中において地域の实情に対する自治体の意向も反映されてきたものと理解しております。

次に、将来における医療機関の整備についてでございますが、合併に際して住民のアンケートでは、地元で総合病院の建設を期待している方が多かったわけでございますが、由利本荘市、にかほ市の圏域においては、由利組合総合病院が機能的な中核病院となり、その他の病院、医院、施設等と連携した日常の診療、あるいは初期応急体制、あるいは二次・三次救急体制、搬送体制等を構築して医療の確保に努めているところでございます。今後も必要とする医療を市民が安心して受けられるように医療機関相互の連携を促進するとともに、救急医療体制の充実に努めてまいりたいと思っております。

他の質問については担当の部長がお答えいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） それでは、私のほうから、ふるさと納税についてお答えいたします。

御質問の についてでございますけれども、6 月 5 日現在におけるふるさと納税の状況を申し上げます。6 月 3 日の魁新聞でも報道されておりましたが、都内在住の方から 5 万円の申し込みがありました。さらに千葉県在住の方からも申し出があり、寄附申込書を送付しているところでございます。さらに、寄附の申し出の明確な意思表示ではございませんが、市のふるさと納税の取り組みについてのお知らせをしてほしいという方がございまして、資料を送っているところでございます。徐々にはありますが、ふるさと納税への関心や動きがスタートしているところでございます。

御質問の については、ふるさと納税制度の創設を踏まえ、担当窓口を企画情報課に設けました。また、これまで一般寄附や教育寄附金など多くの団体や個人から、それぞれの部署でも心温まる貴重な浄財を御寄附いただいておりますが、こうした中から、特に個人からの寄附金については、ふるさと納税制度に合致すると思われるので、見落としすることのないように、寄附金の受け入れについても窓口を企画情報課に一本化いたしております。また、いただいた寄附金は申込者の思いにこたえる使い道を基本として、適正に管理運営を図るため、今定例会に基金条例案を提案しておりますので、よろしく願いいたします。さらに、PR 用リーフレットの作成予算も補正計上しておりますので、あわせてよろしく願い申し上げます。

なお、このリーフレットは、にかほ市ふるさと会員の会員や市ふるさと宣伝大使などに配布して、ふるさと納税制度の周知と寄附への御支援をお願いする計画でございます。

についてですが、控除の対象額となる5,000円の部分の還元については、今後、市として寄附された方々の御厚意に何らかの形でこたえたいと考えておりますが、寄附金の申し込みや金額が現段階では予測が難しいことから、現在は市の広報紙を無料で配布することとしております。このことにより、にかほ市の情報提供を図り、ふるさとと新たなきずなを築くことの一環となればと考えているところでございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、健康福祉部長。

健康福祉部長（笹森和雄君） 私のほうからは保育料の保護者の負担についてお答え申し上げます。

佐々木議員御承知のとおり、保育料につきましては、合併協定書の中におきまして、金浦町の例により新市において実施するという事で、当時3町の保育料基準の中で最も低いところの旧金浦町の基準を例にして保護者の負担軽減を図ったものであります。平成17年10月1日に合併協定どおり、にかほ市保育の実施に関する条例施行規則を制定いたしまして現在に至っております。保育料は、保護者等の市民税や所得税による階層区分や児童の年齢区分等によって決定されるものでありますが、合併後の減額幅の一例を申し上げますと、小さいもので旧象潟町の第2階層、これは市町村民税の非課税世帯でございますけれども、3歳未満児の場合、月額300円の負担減、大きいもので旧象潟町の第7階層で3歳未満児の場合、月額1万8,800円の負担軽減となっております。にかほ市で最も多い階層であります第5階層の3歳未満児と比較いたしますと、合併後の仁賀保地区は月額6,000円、象潟地区では月額7,100円の負担軽減となっております。

合併の効果について考えられることは、保育料の負担軽減はもちろんでございますが、保育所への入所児童数から見た場合、平成17年度末は868人でありました。平成19年度末は983人と、比較いたしますと115人の増加となっております。このことは、働く保護者が増加していることでもありますけれども、合併によりまして保育料が軽減されたことも見逃せない効果の一つではないかと考えているところであります。

次に、園児1人あたりに国・県・市がどれくらいの保育費用を支出しているかということですが、平成19年度の年間の保育児童数は、延べ人数で1万1,294人です。通常の保育と休日保育や延長保育などの保育対策促進事業に要した費用は8億9,630万円を要しております。これらの保育費用に対する国の負担金は2億7,170万円で、園児1人当たりの月額は2万4,062円、県の負担は1億7,650万円で、園児1人当たりの月額は1万5,629円。ところで、市の負担は2億9,690万円で、園児1人当たりの月額は2万6,293円となっております。

次に、保護者の皆さんの市当局に対する本件についての反応ということですが、保育料に対する保護者の割安感といいますか、そういうものの調査は特別したことはございませんが、ただ、合併当時に入園していたお子さんを持つ象潟地区、あるいは仁賀保地区の親御さんにとっては割安感が実感できたものと理解しておりますが、合併後から現行の保育料を負担している親御さんにとっての割安感はさほどないのではないかなというふうなことも考えておりますが、保育

所入所の際に配布するチラシの中に、国が定める保育料の基準額と保護者が実際負担する額を対比しまして示してございますので、この差で割安感を感じることができるのではないかと考えております。ただし、秋田県外から転入してきた方におかれましては、県の制度も含めまして手厚い福祉制度に大変助かっているというふうな声も聞かれます。市といたしましても、保育料は市の負担によって軽減されていることを機会あるごとに訴えているわけでありますが、今後ともさらに子育て支援策について御理解が得られるように十分な説明をしてみたいと思っております。以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、建設部長。

建設部長（佐々木秀明君） それでは、消雪道路（消雪パイプ）の質問について、私のほうからお答えしたいと思います。

当にかほ市の消雪道路の施設ですけれども、地下水で雪を解かす施設の路線が3路線、地区別には象潟が3カ所、あとガスのボイラーを利用したロードヒーティングが設置されているのが、同じく象潟地内で1件、あと県道なんですけれども、仁賀保のほうで、仁賀保大橋ですか、その橋の部分に1基設置されております。箇所数では計5カ所になります。

あと、御質問にあります象潟長岡線につきましては、その部分を見てもらえば非常にわかるかと思うんですけれども、非常に平らな部分から一気に急勾配の部分に入って、だらだらとというか、直線にはなるんですけれども、勾配の部分に、ちょうど勾配の変わる部分、エリアがS字で、しかも急坂部と。勾配で、数字で言いますと約10%近いような部分が今回その地下水でもって消雪パイプの設置されているものでございます。井戸が2カ所ありまして、地下水を機械によってくみ上げて利用しておりますけれども、水位が低いと。今言ったように勾配が急なものですから、上部の部分が非常に揚程が高くなるというような場所なんですけれども、現在のパイプの設置されている区間がほぼ上限というんですか、限界というような状態になっております。だから、御質問にありますとおり、その上部に、延伸ということなんですけれども、現在の設置されている機能、持っている施設ではちょっと無理というふうに考えております。いずれ、今後ともこの急坂部及び凍結等のおそれがある箇所につきましては、今までどおり凍結防止剤の散布等を徹底して安全に通行できるように努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解と御協力をお願いいたします。以上です。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） それでは、ふるさと納税についてもう少しだけ質問したいと思います。冒頭で私、申し上げたとおり、インターネットで「ふるさと納税 にかほ市」と。一番最初に、にかほ市のホームページでも出てくるのかなと思ったんですが、ラッキーで別のすばらしいブログが出てきたということなんでしょうけれども、にかほ市ではインターネットでこういうのは発信していないんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 市政報告でもお話ししましたとおり、県のホームページとリンクさせながら、これから構築するという事の計画でございます。そういう意味で、今現在、ホームページ上ではふるさと納税の取り組みについての内容は公開してございません。この6月定例議会終了

後において、県のほうと再度リンクの体制やら、あるいはにかほ市としての公開の内容について検討しながら、速やかに公開したいと考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） つけ加えて質問しますけれども、この魁の記事の中で、皆さん読んだと思うんですが、「にかほ市では、このほか、首都圏在住者からの寄附申し込みを受けて申込用紙を送付したケースも 1 件あり」とありました。インターネットでやればインターネットからとれるような形で、そういうことは考えておりませんか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） その取り組み内容についても、インターネットの中で検索できるように当然考えていきたいと思っております。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） 時間がありますので、第 3 の後期高齢者医療制度について再質問いたしたいと思います。3 月の予算説明で、運営は秋田県後期高齢者医療広域連合で行い、にかほ市は保険料の徴収、申請届け出の受付、保険証の引き渡しなどの窓口事務を行う、そういう旨の説明がありました。実際にこの窓口事務を行ってきた中で、どんな苦情、あるいはトラブルの発生、そして市民の反応があったのか。そして、それに対しましてどのように対処し解決してきたのか、把握している範囲内で答弁を求めます。村上先生とダブるかもしれませんが、もう一度お願いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） それではお答えいたします。

先ほど村上議員にもお答えしましたように、全体では今までに 3 件の苦情と 400 件を超える問い合わせがあったところでございます。問い合わせなどにつきましては、職員が懇切丁寧に説明をいたしまして御理解をお願いしたところでございます。また、高齢者ではございませんが、ある団体からは、今、問題となっておりますこの後期高齢者医療制度について勉強したいので、何とか説明をしていただきたいという依頼がありまして、職員が出向きまして説明をしたこともございました。そのようなことで、現在の制度を御理解していただくために一生懸命に説明してきたところでございます。

議長（竹内睦夫君） 11 番佐々木弘志議員。

11 番（佐々木弘志君） 一般会計から、にかほ市が 6,033 万 4,000 円、事務費や保険基盤安定のため繰り出ししておりますね。徴収する保険料も含めて 2 億 5,233 万 2,000 円広域連合に納付する、そういう予算でありました。今後の増減の予想について答弁願いたいと思います。

また、特別徴収保険料は低所得者層軽減後の全体の 90% 収納率見込みでの予算でありました。また、普通徴収保険料は 99% の収納率を見込んだ予算でありました。現時点の収納率状況がもし把握できておりましたら — きょうの分は別としてね。4 月の時点の分です。きょうの分は難しいと思います。4 月の時点の分で把握できておりましたらお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えします。

広域連合に対する納付金でございますが、御承知のとおり昨日政府・与党でまとめました運用改善策によりまして、今後の事務量、広域連合の事務量がどうなるのか、あるいは市町村の事務がどのようになるのかということがまだ不明でございまして、この納付金につきましても、さらに必要になるのか、返還になるのかということは今時点では予測もできない状況でございます。

それから、現時点での収納率の状態でございますが、4月に年金からの天引き、いわゆる特別徴収が行われておりますが、いわゆる特別徴収でございますので、収納率は100%になります、特別徴収の場合は、7月から普通徴収が始まりますけれども、それにつきましても皆さん方の御理解をいただきまして、なるべく高い収納率にしたいというぐあいにして考えております。

議長（竹内睦夫君） 11番佐々木弘志議員。

11番（佐々木弘志君） 特別徴収保険の徴収率が100%ということは、ただ、予算のときに90%という形で説明を受けておりますので、それで質問したわけでございます。100%ということでは大変めでたいことだと思います。終わります。

議長（竹内睦夫君） これで11番佐々木弘志議員の一般質問を終わります。

所用のため25分まで休憩します。

午後2時11分 休憩

午後2時26分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番市川雄次議員の一般質問を許します。3番市川雄次議員。

【3番（市川雄次君）登壇】

3番（市川雄次君） それでは、何とか30分ぐらいで終われるように頑張りたいと思います。

内容につきましては、そこにありますように、まず、寄附投票条例についてでございます。

質問通告書を朗読しますと、昨年度、象潟小・中学校の図書購入のために2名の方から合計で300万円の寄附があったことは皆さん御記憶に新しいことかと思えます。このときに感じたことなんですけれども、ある政策の目的に対して — この場合は市民ではなかったわけですが、にかほ市民ではなかったわけですが — 市民が寄附をするということは、決して政策として異質なものでなければ、特に変わったことではなく、かえって新たな行政のあり方の可能性を秘めているのではないかという点でした。

特に、当局は今、協働のまちづくりという政策目標を持って、市民参加型の行政運営を具体化しようと試行錯誤をしております。その一つが市民参加や行政運営のルールなどの基本事項を条例化しようというまちづくり基本条例制定に向けた取り組みだと思っております。

そこで、協働のまちづくりを具体化、あるいは可視化していく一つの手段として、寄附投票条例の有効性を述べたいと思います。この寄附投票条例については、行政がみずから提示した特定の事

業等の財源を、税金からではなく納付者の意思を尊重する寄附に求めるものであって、平成 20 年度には全国の約 ー そこ、数字ちょっと間違っております ー 約 70 市町村で条例化されております。

この寄附投票条例には、自治体が掲げた政策メニューに対し、その政策に賛同する自治体内外の人々が寄附金という形で政治参加するという市民参加型行政を具体化するという特徴だけでなく、新たな財源調達手段として行政にとっては掲げた政策がどのような評価を受けるかという外部評価的な効果もあると考えます。この条例について市長の考え方を伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） それでは、市川議員の御質問にお答えいたします。

寄附投票条例、正直なところ耳なれない言葉でございましたので、私もちょっとインターネットで調べてみました。この条例は、自治体が個性あるまちづくりを進めるために数種類の具体的な事業、政策メニューや事業額を提示して、つまりは受け皿を整備して、地元住民ばかりでなく、全国の個人や企業から寄附を募り、新たな財源を確保して事業を実施する仕組みのようでございます。個別政策の賛否を問う住民投票に似ていることから「寄附投票条例」と名づけられたようですが、先ほどお話がありましたように、この制度を提唱する N P O 法人に全国で約 70 の自治体が条例化して登録し活用しているようでございます。

この制度の運用では、三つの大きな利点として、一つは、自治体への寄附は優遇税制があるため減税効果があること、まずこれが一つでございます。二つは、寄附は自治体の自主財源となり、国県補助金のように制度の縛りがないために柔軟な用途が可能なほか、自主財源がふえることとなります。三つ目としては、大方は地方、つまりはふるさと出身の都市部の住民がふるさとへの寄附であろうことが予想されますが、自治体間の財政力格差の是正のための地方交付税の代替効果もあるといった点でございます。まさに地方自治の再生として有効な制度であると思います。そして、この手法は、今始まったふるさと納税制度に合致するものと考えております。

寄附投票条例制度に基づいて検討したものではありませんが、今定例会に提案している基金条例は、まさに寄附投票条例制度というところの個性あるまちづくりを進めるために、数種類の政策事業、政策メニューを提示しながら、受け皿を整備して全国から寄附金を募り、寄附という新たな財源を確保して事業を実施する仕組みと考えてのことでございます。ただ広く一般というよりは、ふるさと出身者や何らかの縁故者を想定した、つまりは、にかほ市を愛し、にかほ市を応援したいと思う方々からの寄附に期待するところに軸足を置いたものでございます。しかしながら、寄附者の思いにこたえる使い道を基本としておりますので、出し手の思いが直接政策に反映される、あるいは住民との協働のまちづくりでございまして、寄附投票条例とほぼ同じ思考であると、そのように考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 3 番市川雄次議員。

3 番（市川雄次君） それでは、再質問をさせていただきます。

この寄附投票条例については、一つ私の根底にあったのは、まず市民の行政に対する要望と実際

の行政運営との間に、私は少なからずミスマッチがあるのではないかという — まあ、あるのは事実なんです — 認識に立ったとき、そのミスマッチをできる限り解消する手段はないかというふうに調べているうちに、ここに突き当たったということです。このことについては、実は昨日の加藤議員及び本藤議員の2名も私と全く同じ認識に立った質問だと私は解釈しております。その中で本藤議員は、私は「ミスマッチ」という部分を「乖離」という言葉を使って表現しております。私たち議員は多くの市民の方々と日常接する機会があります。その中で、やはり認識不足というところもあるんでしょうけれども、ミスマッチがあるということを強く感じることがあります。

その趣旨に基づいて、以下ちょっと再質問させていただきますが、今、市長がおっしゃられたように、実はこの質問に関しては、ふるさと納税制度と非常に対比の中で私も施行を考えていたものですから、佐々木議員が過去に2回、きょう含めて3回しているので、ここでは活字にはしませんでしたけれども、あわせて再質問をさせていただきたいと思います。

まず、一つ目ですが、初めに、18年度、あるいは19年度でも結構です。にかほ市への寄附実績を金額及び内容別で御報告いただきたいと思います。

二つ目ですが、議案第67号、まだ審議されていない条例ですが、その条例の中に具体的に三つのメニューが示されております。この三つ、豊かな自然環境の保護や美しい景観の保全事業、一つ、第5条においてですね。二つ目は、伝統芸能や地域文化の継承並びに史跡等の保全継承事業。三つ目が、環境保全や環境浄化、並びに環境型社会の形成事業。この3点について、さらに具体的にどのような事業を — 頭の中に想定していると思うのです。今ここでは非常に抽象的な言葉で — 具体的な言葉も入っていますけれども、じゃ、どういう事業にこのふるさと納税でいただいたお金を具体的にどういうものに使いたいと考えているのか、ある程度の想定がありましたらお答えいただきたいと思います。

まず2点をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、第1点目の寄附金の実績でございます。平成19年度の実績をお知らせしたいと思います。平成19年度の実績は、寄附金の件数として9件ございました。金額にして425万2,411円。そのうち6件が個人で306万411円、残りの3件が団体等でございます。119万2,000円となっております。

次に、政策メニューの具体的なものでございますけれども、今回の基金条例の中でそれを具体的な事業メニューとして今考えられるのはということの御質問かと思っておりますけれども、想定しているのは、ふるさとの豊かな自然環境、あるいは美しい景観を保全したいということで、対象地としては、当然、鳥海山国定公園を核とした、今回名水百選にも選ばれました獅子ヶ鼻とか、あるいは元滝のような景勝・景観地の保存等に充てたいと。それから、二つ目としては、伝統芸能・文化、これについては、小滝のチョウクライ口舞から上郷の小正月行事、あるいは七高神社の正月年占い行事、あるいは冬師番楽、釜ヶ台番楽などの伝統文化の保存継承に充てる事業。それから、三つ目として、環境保全浄化等に対するものとしては、河川・湖沼の水質保全をする事業、あるいはクリーンエネルギーの導入、BDF等に係る経費などに充てる事業等々を想定しているところでございま

す。

なお、寄附者によっては、我々が示した事業以外にも、ぜひこの事業に充ててもらいたいという思いもあろうかと思しますので、それについては個人の意思を尊重しながら、寄附者の意思を尊重しながら、そのメニューを提示してもらうことも、申込用紙、あるいは説明の中で提示していきたいというふうに考えているところです。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 確かに、ふるさと納税制度についての部分なんですけれども、事業化については、具体的な事業化については今のようなお話になっていくのかなと私も想定はしております。ただ、ふるさと納税でいただいたお金についても、正直なところ、新たな財源というにはあまりにも金額が少ないのかな。今後とも多く、そんなに多額の金額、一つの事業をそれだけで賄うなんていう金額にはなっていないのかなというふうには思っております。

そう考えた場合、行政、今の当局のほうにしたって、このふるさと納税制度でいただく寄附金もまあ寄附なんですけれども、一が多額になるなんていうことはゆめゆめ思っていないと思います。そうした場合、このふるさと納税制度を実際のところどのように活用していくのかと。単に本当に新たな財源のものとして活用していくつもりなのか、あるいは別の戦略をもってこのふるさと納税制度を新たな視点で活用していこうと考えているのかどうか、そこら辺をちょっと先に聞いておきたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 御指摘のとおり、このふるさと納税による財源となる金額がそんなに多くないという予測もされるわけですが、今現在これからPR活動やら、このふるさと納税の内容の進捗によりまして、我々としてはできる限り財源が多くなってくれればと願っているところでございます。その中で、その財源の規模によりまして、今後のその活用の仕方を考えていきたいと思っております。つまり我々が今現在のどのぐらいの金額がまとまるかということは白紙の状態でございます。それが仮に何百万円、あるいは1,000万円までに近いような金額にまとまったとすれば、やはりその中で寄附された方々のその思いを組み入れながら、その財源でもって新たな事業メニューを展開したいなというのが一つでございます。

それから、思ったような金額がまとまらなかったと、あるいは100万円程度しかなかったという場合であれば、その額がそのまま基金に積み立てられて、延々とそこにその基金として管理されていくようであれば、その寄附をされた方のその思いがなかなか遂げられないことにもなります。その場合においては、その寄附金と合わせにかほ市としての事業を起こしながら、そして市民ともども、ふるさとに寄附された方々の思いと一緒に事業展開する、つまり協働して行政と、それから市民と、それからふるさとを愛する首都圏等にいる方々との協働という意味合いの事業を考えているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 今の答弁の中でちょっと引っかかるところ、私が聞いたかったところが出てきたので質問しますけれども、その前にまず少し再々質問させていただきますが.....

【14番（佐々木清勝君）「議長、ちょっと議事進行上で休憩お願いします」と呼ぶ】
議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後2時43分 休 憩

午後2時43分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） 確かに、そう言われればそうなのかもしれませんが、そこら辺を少し気をつけてしゃべりますが。

そうすると、再質問させていただきますが、実際、今、先ほど総務部長の答弁の中で、まず、ふるさと納税でいただいたお金の一部、あまりお金がまとまらなければ、市の事業として、市の事業の中に組み入れて新たな市の財源を追加して事業を実施したいということになっていくという発想で答弁されました。

私、このふるさと納税の問題点は何かというふうに考えたときに、私は、市民が不在ではないかなというふうに考えたわけです。特に、本来ならば、私たち市民にも同じメニューが提示されるべきであって、同様の寄附ができる環境下であればいいわけですけれども、あくまでもこのふるさと納税については県外の方が納税するときにメリットがあって、市の方が、例えば、にかほ市に住んでいる人が同様の納税をした場合には、かえって増税になるということすら言われておりますので、そうしたときに市の予算をさらに追加してやるとなるときに市民が不在になってしまうのではないかなという懸念があるわけです。

そこで、私が今、今回質問に、ようやく戻しますけれども、質問したのは、市民も寄附という同じメニューの中で同じようにして寄附できる環境を整備していただきたいということでこの質問に至っているわけです。特に、そうですね、実際、じゃ市民の方々が、先ほど総務部長からお答えいただきました、にかほ市の19年度の寄附実績についてですけれども、にかほ市民の方々からもかなりの金額を寄附していただいているわけです。例えば、奈曾の白瀑谷園地整備として106万円、あとは任意の団体の人から3万円とか、あるいは一般の方々とかというようにして、にかほ市民の方々も寄附をしている。そのときに、ただ単に目的の寄附だけでなく、どうぞ自由に使ってくださいという寄附の仕方もあると思います。そうでなくて、同じふるさと納税で、先ほど市長もおっしゃられたように、ふるさと納税ででき上がった制度があるならば、それもある意味にかほ市として市民が活用できるような仕組みづくりもしていただければと思うわけです。その点について答弁をいただければと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 今回出されています条例案の内容にもなるわけですが、いずれふるさと納税制度については、市民においても税法上の寄附金に対する控除は受けられます。とい

うことなので、市民以外の方と同じ条件で寄附行為控除は受けられるということになります。ということで、我々としては、市民も、市民以外の方も個人で寄附された寄附金については、この基金の中で積み立てながら活用していきたいというふうには考えているところです。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） すみません。そうすると、私の認識が間違っていたのか。にかほ市民がにかほ市に寄附した場合も税控除の対象になるということですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 先ほど申し上げましたとおり、市民がにかほ市に寄附した場合も控除の対象はなりません。ただし、市民税が控除されますので寄附金はふえるわけですが税金は少なくなると。ただし、その自分の目的に合ったところに用途できると。使い道が、自分の思いが通ずるという面では、その市民の方における自分の思いが幾らかでも届くのかなと思っています。ただし、今の一般控除については、住民税以外に所得税の控除もございますので、その辺があるということも認識してもらいたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 3番市川雄次議員。

3番（市川雄次君） いずれ、先ほど他の同僚議員から指摘ありましたので、まだ議案に入っていないところです。ただ、トピックはトピックでしたので、そういうふうになってしまったことは大変失礼したかと思っております。

いずれにしろ、今議案として出されたメニューが多くの市民の方々にも、こういうふうにして今やっているんだよということが、いずれ可決されたとしてもきちり提示できるような形、あくまでも外向きだけでなく内の人たちにも提示していただきたいなと思ひまして、これ以上逸脱しないようにここでやめたいと思います。

議長（竹内睦夫君） これで3番市川雄次議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

午後2時50分 散 会